

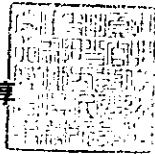
**参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の  
提出を求める公示**

平成28年7月21日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局

湯沢砂防事務所長 森下 淳



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本作業は、湯沢砂防事務所が所有する3D映像装置（以下、「本装置」という。）で上映する既存の3D映像ソフト「土石流災害に備えて」の一部を改修し、同映像ソフトを本装置へ導入及びプログラム変更を行うものであり、本作業の要件を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本作業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合若しくは4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 3D映像ソフト改修作業

(2) 業務内容

①計画準備

②映像編集

③3D装置への映像導入

(3) 履行期限 休日等を含み契約の翌日から100日間

### 3. 契約目的

本作業は、湯沢砂防事務所が所有する3D映像装置（以下、「本装置」という。）で上映する既存の3D映像ソフト「土石流災害に備えて」の一部を改修し、同映像ソフトを本装置へ導入及びプログラム変更を行うものである。

### 4. 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること

#### (1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「公告・宣伝」又は「ソフトウェア開発」のC又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
  - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
  - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し  
上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- ④会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- ⑤北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- ⑥参加意思表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）
- ⑦警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑧本利用契約にあたっては、特定非営利活動法人土砂災害防止広報センターが唯一保有している「土石流災害に備えての版權」の提供を要するが、その場合、あらかじめ著作権を有する特定非営利活動法人土砂災害防止広報センターの許諾を得るものとし、その内容を記した書面を提出すること。（様式自由）

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立23

国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 総務課 総務係

電話 025-784-2263(代) FAX 025-784-1729

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成28年7月21日から平成28年8月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分までに、電話又はFAXにより申し込むこと。  
ただし、FAXによる場合は、着信確認を行うこと。

交付場所：〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立23

国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 総務課 総務係

電話 025-784-2263(代) FAX 025-784-1729

交付方法：手渡し又は郵送（着払い・交付希望者の負担又は返送用の封筒（切手添付）を送付のこと。）

### (3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成28年8月10日 17時00分

提出場所：5(2)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）するものとする。

電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

## 6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(2)に同じ。
- (3) 詳細は説明書による。